

## 七戸町定住促進新築住宅建設補助金交付要綱

令和3年4月1日  
七戸町告示第41号

### (趣 旨)

第1条 この告示は、転入者の七戸町への定住の促進を図るため、町内に新築住宅の建設を行うものに対し、住宅建設費の一部を補助することについて、七戸町補助金等の受付に関する規則（平成17年3月31日規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 新たに建設された専用住宅又は併用住宅で、建設工事の完了から1年以内で、かつ、未だ居住の用に供されていないもの。
- (2) 建設 建築または売買による取得をいう。
- (3) 専用住宅 居住のみを目的として建てられた住宅。
- (4) 併用住宅 店舗、事務所などの業務用部分が居住用部分と結合している住宅。
- (5) 住宅建設費 新築住宅の建築費又は取得費をいう。ただし、別表に定める経費を除く。
- (6) 若者夫婦 婚姻の届出をしているいずれも40歳未満の夫婦をいう。

### (補助金交付対象の新築住宅)

第3条 補助金の対象となる新築住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日の属する年度の3月31日までに建設した新築住宅であること。なお、建築の場合は建物表示登記における新築年月日を、売買の場合は所有権移転登記における売買年月日をもって建設したものとする。
- (2) 併用住宅の場合にあっては、居住用部分の床面積が建物全体の床面積の2分の1を超えること。
- (3) 自己の居住用として、建物表示登記又は所有権移転登記されていること。
- (4) 七戸町産業活性化住宅新築リフォーム支援事業の助成を受けない住宅であること。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する新築住宅を建設した者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日の属する年度から3年前の4月1日以降に転入してきた者。（再転入者については、再転入日から起算して1年以上町外に居住していること）
- (2) 交付対象となる新築住宅に住民登録していること。

- (3) 七戸町に2年以上継続して定住する意思があること。
- (4) 町内会又は常会（以下「自治会」という。）に加入していること。
- (5) 申請者及び世帯員全員に市町村税及びその他の納付金の滞納がないこと。
- (6) これまで七戸町定住促進新築住宅補助金を受けていないこと。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付の額は、住宅建設費（併用住宅の場合は居住部分の建設費（消費税及び地方消費税を除く）とし、金額が不明な場合は床面積の按分により算出する。）の100分の3以内の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は500,000円とする。

- 2 若者夫婦に該当する場合は、前項の補助金の額に100,000円を加算するものとする。
- 3 第1項に規定する補助金額のうち、4分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、当該額が50,000円を超えるときは50,000円とする。）は、当該額に相当する額面の七戸商店会協同組合が発行する商品券（以下「商品券」という。）で交付し、残額を現金で交付するものとする。
- 4 七戸町結婚新生活支援事業費補助金の交付を受ける場合、本事業における算出額から当該事業で算出された対象内経費分の額を差し引いた額を交付する。また、当該事業による補助金を当年度以前に交付されていた場合も同じとする。

（補助金の交付申請）

第6条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、七戸町定住促進新築住宅補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 新築住宅の登記事項証明書
- (2) 住宅の建設を証する書類（契約書及び内訳書等の写し（補助対象経費の内訳書も添付すること）、浄化槽等の町補助金を受ける場合はその内容が判る書類）
- (3) 世帯全員分の住民票（新築住宅居住後のもの）
- (4) 戸籍附票謄本の写し
- (5) 定住誓約書（様式第2号）
- (6) 自治会加入証明書（様式第3号）
- (7) 世帯全員の前年度分の市町村税等の納税証明書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、七戸町定住促進新築住宅建設補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び実績報告）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、

速やかに七戸町定住促進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（現況調査）

第9条 町長は、補助金の交付の申請をした者に対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、申請書類等に虚偽の事項があったとき、又はその他の事由により交付の決定が適当と認められないと判断したときは、補助金の交付決定を取消することができる。

2 町長は、前項に規定する交付決定の取消しをしたときは、七戸町定住促進新築住宅建設補助金取消通知書（様式第6号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、七戸町定住促進新築住宅建設補助金返還命令書（様式第7号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

2 前項の規定により補助金を返還させる場合において、当該補助金の交付決定額の全額を現金により返還させるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象外となる経費

工事名称	詳細
仮設工事	仮設トイレ、仮設電気 クリーニング代等
付帯工事	水道引込工事 浄化槽設置工事等で町の補助を受けるもの 建物解体工事 外構、造成工事（例：駐車スペース、庭、門など）等
諸経費	設計料 各種申請手数料 地盤調査・改良工事 土地購入費 等